

Title	常盤政治 農産物価格政策
Sub Title	M. Tokiwa, "Price policy on agricultural products"
Author	花田, 仁伍
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.5 (1979. 10) ,p.647(89)- 653(95)
JaLC DOI	10.14991/001.19791001-0089
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19791001-0089">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19791001-0089</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



常盤政治

## 『農産物価格政策』

(一)

農産物価格問題は経済問題としての農業問題の核心をなしていると言って誤りないであろう。当面しているわが国農業解体の危機の直接的契機も再生産を保障しないような低農産物価格構造にあるとあって誤りでない。他方、日本の資本主義＝独占資本は、農業・農民の立場からみれば再生産を保障しないような低農産物価格も高農産物価格問題として受け取り、より安価な農産物を求めて外国農産物の輸入政策を選択し推進してきた。資本にとって安価な海外農産物の輸入そのはね返りとしての国内農業破壊的低農産物価格の構造化、すなわち農産物輸入問題とその農業問題への転化の問題も農産物価格問題に収斂されるとあってよい。古くは、19世紀自由資本主義段階の完成を告げるものとされる自由貿易論も、結局、農業問題であり農産物価格問題であったといえる。

ひるがえって、現在の米過剰問題や転作問題も農産物価格問題と不即不離である。米過剰が米以外農産物の再生産破壊的な低価格の中での米価の相対的有利という不均衡な農産物価格体系の結果であったばかりでなく、米の消費者価格が過剰でも引き下げられず、反面小麦の消費者価格が米に対して異常に低く維持されたということが、米過剰を深刻化し、かつ実態以上に社会問題化させているといえるし、米以外農産物（特に大豆、麦、飼料穀物等）の低価格が米からの転作を困難にしている、等々である。

このような農産物価格問題の重要さにも拘らずこの分野での本格的な研究分析は案外に乏しい、量的にそうであるばかりでなく質的にも問題の本質が十分に解明されているとはいえない。

このようなとき、常盤氏の『農産物価格政策』が出版されたことはまことに時宜をえたものと言わなければならない。本書は、理論書よりも啓蒙書を目的としたシリーズの一冊として上梓されたものであるが、著者の日頃の理論的蓄積を反映して、啓蒙的に極めて有

意義であることはいうまでもなく、理論的にも貴重な成果であると言ってよい。そして、本書では、単に農産物価格問題の客観的・歴史的な分析にとどまらず、国家の農産物価格政策が政策的観点から批判分析され、著者自身の政策的提言も試みられている。そのことが本書の存在を特徴づけ意義を高めている。

著者は、日本農業の発展法則を価値法則の根底から把握することに努めてこられた理論家である。そのことが、政策現象を対象とする分析が、ともすれば陥りがちな現象記述の散漫に陥ることなく理論的体系としての構築に接近することを成功させている。

再生産を保障する価格条件の成否は究極的に価値法則の貫徹の問題にはかならない。価値法則が歪曲されたり否定されるとき再生産も歪曲され破壊される。この内的な基礎論理を踏まえて政策的側面からの分析がなされたことの意義が大きい。価格問題に政策をもち込むことは価格運動の客観的法則つまり経済法則を歪曲するものだというような議論や受け取り方が一方では支配している。自由な市場メカニズムに放任することが正常な価値法則の支配を機能させることだというような議論である。なるほど、自由資本主義段階であれば、そのような議論は当たっていよう。しかし、独占支配の現段階において、とくにその議論が非独占部門である農業や農産物に対して言われるのであれば——そして事実そうなのであって、市場メカニズム復元論は独占に対して言われるのではなく、というよりも、独占の恣意的支配の自由放任を前提して、その対として農業保護や農産物支持価格等に対する反論として言われているのであって——それは当たらない。いな、決定的に誤っており独断と言わなければならない。なぜなら、独占の支配それ自体が価値法則を歪曲しているのである。特定の非独占部門では否定され産業としての存在が破壊解体に帰結する場合さえある。農業部門がまさにその危機に直面していると言ってよい。独占（価格）支配のもとで小農的生産の農業で価値法則を正常化し、その方向で貫徹させようとするならば、独占支配に対抗する強力な組織が必要であり、そこに国家の介入の意義と役割が与えられるのである。「無抵抗な」小農的生産物が、独占の強力的支配のもとで自由な市場メカニズムに放任されるならば、価値法則は蹂躪され破壊的な歪曲を受ける危険に曝らされることは明らかである（この点に関して『資本論』第一巻第一篇第二章「交換過程」の冒頭の記述を想起されよ）。独占支配のもとでの小農的生産物の自由市場メカニズム放任説は、

群狼の中に小児を放置して自由の意義を説くに等しい。独占体制下の小農の生産での価値法則の正常な貫徹のためには国家の政策的介入と支持は不可欠である。独占資本との不等価交換の是正問題一つをとっても明らかであり、農産物貿易問題もまた同じである。

本書は、以上のような論理を提起し課題の所在を示している。価値法則、小農価格、農業恐慌論、そして独占価格、国家独占資本主義論と、研究を深めてこられた著者は、まさにこの論理を提起し課題を解明するに最もふさわしい人であったと言ってよい。

(二)

常盤氏は「本書を貫く基本的な分析視角」は次のように述べられる。

「農産物価格は、生産者としての農家にとっては、その再生産条件としての農業所得の問題であり、消費者にとっては、労働力再生産の問題である。資本主義的国民経済は、農産物価格を通じて農業部門を国民経済の再生産構造の一環に組み入れ連結する。農産物価格政策は、そのうえに展開される国家の経済政策の一環にはかならない。この視点が、本書を貫く基本的な分析視角である」(239頁)と。

このような分析視角から、第一章を「農産物価格政策の変遷」と題して、「農産物価格政策は資本主義経済の展開の仕方と発展段階によって規定される」という観点から、農産物価格政策の変遷・展開を、まず世界的・段階論的視角において明らかにされる(1資本主義の展開と農産物価格政策)。ここで明らかにされた分析視角は、氏が言われるように本書全体を貫くものであるが、基本的には次のような構想である。19世紀・産業資本主義段階では自由貿易か保護貿易かという一般的政策目標を掲げて争われ、先進国(イギリス)では自由貿易が、後進国(ドイツ)では保護貿易がとられることになるが、それは何れも工業=資本の利益を中心とするものであった。とくに、「世界の工業」としての地位を占めたイギリスは工業生産物を輸出して、より安価な「食糧を海外」から輸入することが資本の利益となった。「資本主義的国民所得の分配関係」の基本は、賃金と利潤との分配関係にあり、両者は本質的に対立・拮抗関係にある。したがって、利潤を増大させるためには賃金を低く抑えることが要請され、低賃金たらしめるためには労働力の再生産素材たる食糧価格を低廉化する必要がある。ここから、より多くの利

潤の追求を本質とする資本が「低賃金のための低農産物価格」というシェーマを要請してくる(11頁)からである。しかし、「低賃金のための低農産物価格」なるシェーマ「食糧は海外から」という政策を単純露骨に追求し続けることができたのはせいぜい第一次大戦までであって、それ以後、特に第二次大戦後は、強力な農業保護主義に転ぜざるをえなくなる。それは、ナショナル・セキュアリティを第一主義とせざるをえなくなったからである。そこに今日的な国家独占資本主義の農産物価格政策の基本形態がある。しかし、そのような低農産物価格政策から支持政策への農産物価格政策の転換があるとはいえ、「低賃金のための低農産物価格」なる資本の本質的要請が放擲されたことを意味しはしない。

「国家独占資本主義段階には、『低賃金—低農産物価格』というシェーマの単純露骨な要請だけでは資本主義体制自体の崩壊をもたらしかねないことから、体制維持のために、又国家の財政的援助を通じてでも一定の農産物価格水準の支持が必要となってきたのである。…その(低賃金—低農産物価格というシェーマの…引用者)単純露骨な要請が資本主義体制そのものの崩壊という体制危機となるがゆえに、体制の維持存続のために、いわばやむなく譲歩し、妥協してとられている農産物価格支持政策にすぎないことを明確に意識しておかねばならない。むしろ、そこには、膨大な社会的富が資本主義的蓄積の物質的基礎として形成されていること、そのことが、そうした農産物価格政策の転換を許容しうるのだということをも含意していることはいうまでもない。資本主義の発展段階的な農産物価格政策の転換といっても、以上のような意味での転換にすぎないことを忘れてはならない。この点、日本における農産物価格政策の考察に際しても貫かれなければならない基本的視角であることを強調しておきたい(12~13頁)。

本書における著者の問題意識は、まさにこの点にあるといつてよい。そして本書の存在意義を決定するのもこの点を大胆に提起したことにある。著者が投じたこの一石を受けて、多くの論議が関わされることが期待される。

以上のような農産物価格分析の基本視角を明確にして、わが国の農産物価格政策を日本資本主義の発展段階と関連させて戦前・戦後を通じて概観的に分析され(2農産物価格政策の諸画期と日本資本主義)、現段階での問題点が、米価政策を中心に指摘される(3現段階の農

産物価格政策の問題点——米価論議をふまえて——)。ここでは、(1)高米価か低米価か、(2)「限界費用」のつかみ方、(3)米「過剰」と農産物価格政策の問題点の3項に分かれ、米過剰下の最新の局面の問題点にまで及んでいる。

本章は、本書全体の序章としての性格をもつと同時に、以下更に立ち入って分析される諸論点と問題点を提起するものとなっている。第二章以下の章節の構成と展開は次のとおりである。

第二章 農産物価格形成の論理と政策、1 農産物価格形成の特質、2 独占的工業製品との不等価交換とスケール、3 国家独占資本主義と農産物価格政策。第三章 農産物価格政策の現実とその諸結果、1 現行農産物価格政策の類型、2 単品・品目別価格政策とその性格、3 単品縦割の価格政策と農業構造。第四章 農産物価格政策の理論的基礎、1 農民的農産物価格形成、2 農産物価格と賃金＝「労働の価格」論、3 「生産費・所得補償」方式の意義と限界。第五章 「減速経済」下の農産物価格政策、1 生産費所得補償方式かパリティ方式か、2 「生産費・所得補償」方式の欠陥とその克服への道、3 生産性上昇還元論と「生活補償」価格論、4 総合的農産物価格政策とその基盤。

見られるように、今日のわが国農産物価格問題の理論と政策の殆んど全分野を網羅しており、各分野とも教示に富む。一つ一つの紹介は紙類の制限もあるので省略し、読者の直接の熟読をおすすめするが、結論的部分に向けて思い切って整理すると次のようであろうか。

第二章「農産物価格形成と論理と政策」で農産物価格形成の一般の理論と国独资のもとでの農産物価格政策の基本論理を明らかにし、第三章でわが国現在の諸種の農産物価格政策の実際を検討され、第四章でわが国での農産物価格政策の中心をなす米価をとりあげ、その価格形成の基本論理と「生産費・所得補償」方式による価格政策を検討してその限界を明らかにした後、最後の第五章で、その限界を克服するものとして、同時に「減速経済」下の農産物価格政策のあり方として、複合的周年農業経営を可能にし作目間収益性をバランスさせる「総合的農産物価格政策」の確立を提言される。

評者は、そのような総合的農産物価格政策に対して全面的に賛成するものである。そのことを前提して、その理論的側面で若干の疑問をもつので、それを中心に若干の評言を呈して、本書の書評としたい。

それは小農的農産物価格形成の理論をめぐる問題で

ある。

(三)

常盤氏は「日本のように自作農的小農民経営が価格規定的な国における農産物価格形成の特質は、農産物価格が生産価格を超えることはむろんのこと、生産価格の水準でも形成されることなく、費用価格(C+V)水準で形成されるということである」(65頁)という一般理論を基礎として、それを更に次のような理解と主張に具体化される。すなわち、

「農民的農産物の価格形成の特徴が、資本制生産物のように、生産価格水準やそれに絶対地代を加算した水準ではなく、費用価格(C+V)の水準で形成されるころにあるというとき、そこでのC+V水準は、本来的費用が回収されたうえに農業労働力の再生産費が年間について確保される水準のものでなければならない」、「小農民的農産物の価格がC+V水準で形成されるというとき、実は、暗黙のうちに、こうした年間農家労働力の価値の実現が想定されていたのである」(170～171頁。傍点は引用者)と。

すなわち、小農的・農民的生産物の価格形成は費用価格・C+Vの水準で形成されるというときのVは「農業労働力の年間再生産費」「年間農家労働力の価値」として把握されるのである。

勿論、その前提として農民的経営の規模は「家族労働力の完全燃焼的経営規模」を想定しておられることは断っておかねばならない。「農民的農産物価格形成は、家族労働力の完全燃焼的経営規模を前提とした周年農業経営の再生産を保証し、それによって農家が農業所得だけで生活してゆけるものでなければならない」(157頁)と。

このように農家労働力の完全燃焼を前提するならば、常盤氏の上記のような理解なり主張——農民的農産物価格はC+V水準で形成されるという場合のVを農家労働力の価値ないし再生産費として抑え、その実現すべきことの主張——は一応整合性あるものとして納得することができるもののようにも見受けられる。特に、米以外の農産物、裏作の麦等の価格が異常に低く、そのことが周年の農業経営を破壊し、たとえ完全燃焼的に就農したとしても農業所得だけでは年間生活費を充足しえないような低水準にあるときには、そのような異常に低くアンバランスな農産物価格体系を是正し、周年農業経営を可能にし農業所得だけで生活できるよ

うな農産物価格水準を総合的に要求し、その実現を主張することは全く正当である。

しかし、農民的農産物の価格はC+Vの水準で規定されるというときのVを農家労働力の価値ないし再生産費(生活費)と理解することは、厳密に言えば、正確とはいえない。むしろ誤りといわざるをえない。

農民的生産物の価格は費用価格・C+V水準で形成されるという理論の典拠は、周知のように『資本論』(第三巻第六篇第四章)での「分割地農民にとっての搾取の制限…絶対的制限として現われるものは本来の費用を差し引いてから彼が自分自身に支払う労賃にほかならない。生産物の価格が彼にこの労賃を保証するかぎり、彼は自分の土地を耕すであろう」という叙述であり、C+VのVは、第一に、ここに言われている「自分自身に支払う労賃」であり、第二に「生産物の価格が彼にこの労賃を保証するかぎり」と言う場合の「労賃」を指している。だから、この「労賃」は言うまでもなく類推的表現であって、自己の「生産物の価格」で媒介される自家労働報酬にほかならない。マルクスの右の命題の前半は小農的生産を総体として規定する窮極の目的は生活であることを述べたものであるが、——その意味で、生産の目的は「生活費」の取得であり総体として得られるものは「生活費」であるということはいえるが——それを保証するものは、直接に労働力の販売=本来の労賃ではなく「生産物の価格」であること、この区別がやはり本質的に重要である。

「生産物の価格」はあくまで生産物の価値実現であって決して直接に「労働力の価値」実現=労働力の販売ではない。したがって小農的価格形成の基準としてのV=「自分自身に支払う労賃」は「生産物に対象化された労働」の価値実現(価格形成)の水準に関する規定であって、直接に「農家労働力の価値の実現」や農家労働力の再生産費に関する規定ではない。このような区別は、勿論、常盤氏は十分に認識しておられるのであって、釈迦に説法と言うべきだが、しかし、氏はVを後者の方向で、すなわち農家労働力の再生産費として把握されるのであって、両者の間には密接な関連はあるけれども、両者の区別を明示することなく、労働力の価値・再生産費として議論を進めることは、不用意の印象を免れえない。

たとえば、次のように言われるときに理論的な整合性に不調和な面が現われてくる。

## (1)

「このような意味での家族労働力の完全燃焼的複合経営規模を前提として、農家が農業所得だけで生活できるような農産物価格形成こそが、農民的農産物価格形成の原型とされなければならない。このような農民的複合経営の再生産が存続されれば、作物別の価格形成の多少のアンバランスは問題になりえない。右のような商品生産的農民複合経営を前提として、たとえば裏作としての麦の価格が多少低くても表作としての米の価格の高さがその麦価の低さをカバーしうるとすれば、そのような品目別の価格形成のアンバランスは、農民的複合の再生産にとってはなんら差し支えない。田畑混合経営の場合にも、たとえば、水稲所得でその農家の再生産に必要な所得の大半が確保されているならば、畑作露地野菜の価格が多少安くても、農業総所得として当該農業経営の再生産を行いうるわけだから、そうした作目間のアンバランスも補完関係として許容されるのであり、場合によっては望ましくさえあるのである」(157~158頁)と。ここで言われる「農民的複合経営の再生産」あるいは「農業経営の再生産」とは次の引用でも推測できるように「農家労働力の再生産」と同義であるから、「農家労働力の再生産」が保証され確保されていれば作物別の農産物価格形成、収益性に多少のアンバランスがあっても問題はないと言って、価格形成のバランス問題は犠牲にされるわけである。その際、「多少の」という断わりがあり、僅かのことだから問題はないという意味かも知れないけれども、しかし、V=「農家労働力の再生産費」説では、論理的には決してそれだけにはとどまらない。水稲所得だけでVが完全に実現できれば他の作物でのVの実現は必要でなくなり、Vでの価格形成は不用だという論理関係にあるからである。

したがって「農業労働力の年間再生産費が確保されさえすれば、単品専作経営によってであろうと複合経営によってであろうとさしつかえない」(171頁)とも言われ、これでは複合的周年農業経営の確立はどうでもよいことになり、氏の本意ではないかもしれないが、しかし、V=農家労働力の再生産費説では、上記のような結論に傾斜するのは、むしろ論理的必然といわざるをえない。

## (2)

常盤氏が農民的農産物形成のVを農家労働力の価値ないし再生産費として扱えられるのは、「生産物のV」

と「労働力のV」とを単純に混同したり同一視されることの結果ではない。むしろ積極的な意図にもとづいている。そして、その意図は前進的なものである。

生産者米価決定における「生産費・所得補償」方式は、わが国農産物価格の現状においては農民にとって「いわば悲願」(177頁)ともいべき一つの目標たりえたが、それにも一つの限界がある。米作に支出された10アール当たりあるいは一俵当たりの労働時間——つまり単位労働時間当たり——に、たとえ都市均衡労賃が支払われても、経営なり年間の総額として都市均衡所得が保障されるわけではない。総体として生活費が補償され農家労働力の再生産が保証されるわけではない。しかも労働生産性の発展とともに一定経営面積なり一定生産物量の生産に必要な労働時間が短縮され節約されるにつれて、その限界はますます厳しく作用し、生活費確保はますます困難になってくる。この限界と欠陥を克服しようという意図にもとづくのである。したがって、農家労働力の価値ないし再生産費というときも、当然のことだが、「年間」という視点が強調されるし、また、小農的生産物価格形成要素としてのVを生産物の生産に投下された労働にだけ支払われる価格=賃金という観点を排除しようとするのである。

第四章で、白川氏の「高米価論」を批判されるときに(その批判自体は正当である)白川氏の「…労働期間が生産期間よりいちじるしく短いこと、および労働休止期間といえども農業主幹労働力はそう容易に他産業に就業しえないなどの事情があるから、米作労働時間だけに都市均衡労賃を与えたにしても、ただちに小農民の所得ないし生計費水準が都市のそれに均衡することになり難い」という叙述を引用して「この叙述の背後にあるものは、賃金=『労働の価格』論であって、賃金は労働期間に対して支払われるものとの発想があるといわなければならない。少なくとも、今日の生産者米価算定における『生産費・所得補償』方式の発想はそうである」(175頁)と言われ、賃金は労働期間に対して支払われるという「発想」を批判されたものと受取ってよいであろう。

そして、引き続き、次のような形で(賃金=『労働の価格』論を)批判しておられるのである。

「しかし、賃金は、本来、賃労働者の労働力の価値、すなわち労働力の再生産費であって、けっして『労働の価格』ではない」「支払賃金は…本来、本質的には労働力の価値の代価であるのに『労働の価格』であるかのような現象形態をとってあらわれるのである」

(175頁)と。この批判がもし、賃金は本来、労働力の価値・再生産費(=生活費)だから、労働休止期間や非生産期間とは無関係に、つまり別の観点からいえば、労働時間とは無関係に(年内の)生活費を保障する額でなければならない。また、要求すべきであるという主張に連なるものとするならば、年間常備の本来の資本主義賃金については妥当しよう。しかし、小農的生産物の価格形成の「自家労賃」には当らないであろう。それは、既に述べたように、本来的に「生産物に対象化された労働」(すなわち生産のために支出された労働)の価値実現としての価格形成の水準を示すものであって、その対象化された労働の価値の価格への実現において、すなわち価格形成が、その価値どおりやあるいは生産価格の水準ではなく、直接的生産者としての小農の生産物の場合には「賃金」の水準、「労働の価格」という外観をとる賃金の水準で規定され、それが価値実現=価格形成の下限として、いわゆる絶対的制限をなすということにはかならない。そして、その「労働の価格」の尺度単位としての時間当たり賃金=「一時間労働の価格」は農外の資本主義的關係のもとに客観的に成立しており、それがいわば擬制的に適用されるわけである。そしてその価値の範囲で、資金調達、技術研修、簿記記帳等の「付帯労働」もコストとしてその労賃部分を要求しうることは、常盤氏が指摘されるとおりである(なお、共同作業打合わせの時間や「待機時間」等は本来の生産的労働時間の一部とみなさるべきであろう)。現在のわが国での現実をとれば、農業労働の価値実現の水準は、その形成した価値の五分の一あるいはそれ以下という水準にある。付帯労働の「労賃」を保障する十分な価値源泉が存在することは疑問の余地ない。

(\*) ただし、季節的制限のある農業労働では、単位労働時間当たり賃金は一定の範囲で高くなるのは当然で、そのことは、農業労働の「自家労賃」評価の場合にも適用さるべきであろう。

したがってもし、賃金=『労働の価格』仮象論を小農的農産物価格形成論に批判的に適用しようとするならば次のようになるであろう。すなわち、農民が生産に投下した労働、「生産物に対象化された労働」に「労働の価格」という現象形態をとる賃金額が対価として支払われることによって、ブルジョア的表象においては、あたかも、生産物の価値、生産物に対象化された労働の価値どおりの価格が形成され、価値どおりの対価が支払われるという外観をとるとのこと。「労働の価格」としての賃金部分が支払われ実現することに

よって、「労働の価値」=生産物の価値が価値どおりに支払われ実現するような外観を呈し、それによって価値以下への切下げ、それによる資本との不等価交換の実態を、あたかも「不払労働」(搾取)の本質を隠蔽するように、隠蔽するということ、これである(なお、以上の点については拙著『日本農業の農産物価格問題』第一章を参照されたい)。ブルジョアの表象にかぎらず、わが国の農業理論家の中でも農産物価格におけるV範疇を「農民的労働の価値評価」というように表現・把握して、あたかもそれが農民的労働の正常な価値範疇(価値水準)であるかのような受け取り方をしているものは皆無ではない。

常盤氏もこういう仮象に対する批判を念頭に置いておられるように受け取れるのであるが、それが十分に展開されなかったのは残念である。しかし、小農的農産物価格形成論に「労働の価格」視点を導入されたことは卓見であり、大きな前進の契機をなすものといえる。

### (3)

昭和40~44年にかけて系統農協は「年間所得均衡方式」による米価を要求した。これは「自家労働評価を稲作実労働時間と関係なく、年間で標準的な稲作農家の全所得と、標準的な都市勤労者世帯の全所得を均衡せしむる」(桜井誠『米価政策と米価運動』565頁)という考え方にもとづくものである。この考え方はV=生活費説、「生活費補償」価格論に理論的系譜をもつものであるといえる。常盤氏は、この方式は「『生活費』価格論に根ざしている点で、基本的に正しい発想に立脚している」(222頁)として肯定的である。(にも拘らず批判されるのは「要求米価にのみ適用して、周年農業経営確立のための総合的農産物価格要求として提起しなかった」〔222頁〕点にあるとされる。)

生活費説=生活費価格形成論の難点の一つは、いまみた系統農協の「年間所得均衡方式」がそうであるように、労働時間との関連が明確でなくなるという点である。

この点の考慮の上に立って常盤氏は「複合的周年農業経営として確立さるべき規模の農家層については『生活費』価格論は妥当しう。しかし、農民の年間労働を消化しない規模層までふくめて、『生活費』価格論を主張することは無理であり、正しくない」(226頁)とされる。

ところで、この生活費価格論が妥当する「複合的周年農業経営として確立さるべき規模」とは、別の箇所

で「当該農家が一年中農業に就業するに足るだけの経営耕地規模以上」(221頁)といわれ、先の引用では、「家族労働力の完全燃焼的経営規模」といわれるものであろう。そして標準的農民の家族労働は恐らく一人ではなくて2~3人あるいはそれ以上であろう。(「農業の基本問題と基本対策」での「自立経営の家族労働単位」は2人ないし3人〔成年男子労働力換算〕とされていた)。もし、この農家家族労働力2~3人ないしそれ以上が完全に「一年中農業に就業」して得られる所得で農家生活費を実現すればよいということになれば、労働力単位当たりの所得は近代的労働者の賃金との間に二分の一ないし三分の一あるいはそれ以下というような格差が成立することになろう。なぜなら、近代的労働者の標準的男子の賃金は、彼1人の賃金でもって家族の再生産費を保証するものであるというのが原則であるからである。生活費価格説は農家家族労働力の完全燃焼を前提して、上記の格差を再生産し容認することになりはしないだろうか。

毎日勤労統計調査によれば、全産業の常用労働者の年間労働日数は—1977年—263日、労働時間は年間2,096時間である。この実労働時間に支払われる標準男子賃金で労働力の再生産費=家族生活費が保証されるというのが賃金の原則である。その標準男子1人の賃金を農業では農家労働力2ないし3人の完全燃焼で確保しなければならないということになるのであろうか。農家家族労働完全燃焼=生活費価格規定説ではそのような結論とならざるをえない。とすればこの結論はそこに一般賃金と農業の「自家賃金」との間の賃金格差を再生産し、それを容認するものとならざるをえない。そしてそれは、そのことによって、現実に支配している工業と農業との間の、一般賃金と農業の自家賃金との間の賃金格差・所得格差を—白川氏の「安易な賃金格差肯定論」(183頁)を正しく批判されたにも拘らず—容認し肯定するものとなりはしないだろうか。時間当たりで農業の自家賃金は標準賃金の二分の一ないしそれ以下の水準にあるのである。そしてまた次のような議論に展開して行くことになりはしないか。

もし、家族労働力を2人として、常用労働者の年間就業を基準とすれば、年間526日、4,192時間となり、これは経営耕地2ヘクタールの農家の自家農業労働時間にはほぼ近い。そしてこの農家層の農業所得による家計費充足率は90%以上で生活費をほぼ確保する水準に近づいているといえる。(3ヘクタール層では自家農業労働時

間は常用労働者2.3人分で家計費充足率は100%以上となる。)とすれば、家族労働力2人以上(2.3人)の完全(平均的?)燃焼の経営規模では、家族の生活費=家族労働力の再生産費が農業所得(農産物の価格のV)によって、現状においても、確保されている。したがって農民的農産物価格形成C+Vの原則は貫徹し確立している、ということになりはしないか。常盤氏は、そのような結論は予期しておられないだろうし、恐らくそのような結論は批判さえされるであろうが(常盤氏が批判される白川説がむしろこれに近い)、農家労働力完全燃焼=生活費価格形成論では、そのような結論になりかねない。

そして農家経済調査の都府県平均農家では年間農業労働時間は77年、2,101時間でこれは常用労働者の年間実労働時間を上廻る。だが農業所得による家計費充足率は三分の一程度(34.7%)にすぎない。これは、農産物価格水準が低いかからか、それとも家族労働力の農業燃焼が不完全であるからか(生産性が低いことの結果でないことは、拙著前掲書)、これに対しても上の理論からは明確な解答は出ないのではないか。むしろ、氏の論理を延長すれば不完全燃焼説となりはしないか。

そうではないとすれば、結局、同一労働時間について価値実現額ないし賃金を比較し、それを判断基準にするということに落ち着くのではないだろうか。

#### 四

くり返し述べたように、生産物の価格形成は、小農的生産の場合といえども、あくまでも生産物の価格形成であって、小農的生産物の価格形成はC+V水準で規定されるという理論を肯定的に受けとるとしても、そのVは直接に販売される労働力でないことはいまでもなく、また生活費が直接に価格の形成要因となるものでもない。そのVは生産物の価格(販売)に媒介されるのであって、本来的に「生産物に対象化された労働」の価値実現の問題であり、その価値実現の水準を規定する要因にはかならない。その水準がその本来の価値水準や生産価格の水準ではなく下限として労賃(V)の水準だということであり、その労働の価値実現が他部門との比較・移動を通じて一般労賃水準に均衡してゆくということにはかならない。したがって、小農の生産の究極目的が「生活」に規定されるとするならば、当然のこととして労働は量的にも、つまり労働量としても、他部門労働者(生活目的)のそれと均衡して行くことを論理的に内包しているものといわねば

ならない。マルクスの分割地農民価格規定の理論は、このような論理のもと理解すべきであろう、と考える。

したがって、農産物に投入され対象化された労働の価値実現に対して、最低限社会的標準賃金の実現が保証されること、この原則を農産物価格形成の最低の基準として確立すること、かつ、品目別にキッチンキッチンと確立してゆくこと、このことこそが、本書の著者が主張される総合的農産物価格体系を打ち樹て、周年の複合農業経営を確立する道順ではなからうか。またそのことによって、都市標準の労働者なみの自家農業労働時間を投入する規模であれば、都市労働者と均衡する所得と生活水準を農業所得のみによって確保し得るものとなろう。

「生活費」価格形成論の原型は、小農的農産物価格は不変資本+最低生活費によって与えられるという大内力氏の理論に起源をもつといえよう。この理論は一定の条件のもとでは有効であろうが、既に述べたように原理的には正しくない。その欠陥は実践的にも露呈し、常盤氏はその矛盾の露呈面を指摘し批判されるのであるけれども、なおその欠陥は完全には克服されていないように思われる。それは原理的にこの理論を肯定されておられるからである。この点をめぐっても再び論議が復活することを期待したい。小農的農産物価格形成C+VにおけるVを生活費とする理解に常々疑問を感じていたので、本書の書評を与えられた機会に敢えて以上のような疑問を提出させていただいた。これによって本書の価値がいささかも損なわれるものではないことは言うまでもない。これまでもそうであったように、今度も氏の御教示を期待して、切角の書評にこのような批判的批評を加えたことをお許しいただきたい。(1979.7.20)

花田 仁 伍

(九州大学農学部教授)